

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数、所管事項等)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、別表のとおりとする。

2 議員は、予算決算常任委員のほか、一の常任委員となるものとする。

(昭49条例30・昭56条例24・昭58条例8・平25条例2・令元条例1・一部改正)

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 任期満了による常任委員の選任は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭49条例36・昭56条例24・平19条例12・一部改正)

(議会運営委員会の設置)

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、9人とする。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

(平3条例8・追加)

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による選任が、任期満了の日前に行われたときは、その選任による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

(昭49条例36・追加、昭56条例24・一部改正、平3条例8・旧第3条の2繰下・一部改正、平19条例12・一部改正)

(特別委員会の設置等)

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間、在任する。

(昭56条例24・一部改正、平3条例8・旧第4条繰下、平25条例2・一部改正)

(委員の選任)

第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)の選任は、議長の指名による。

2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに当該委員を選任する。

3 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第3項の例による。

(昭49条例30・昭56条例24・昭58条例8・平元条例27・一部改正、平3条例8・旧第5条繰下・一部改正、平19条例12・平25条例2・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第8条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(昭49条例30・昭58条例8・一部改正、平3条例8・旧第6条繰下・一部改正)

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第9条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(昭49条例30・昭56条例24・昭58条例8・一部改正、平3条例8・旧第7条繰下)

(委員長の議事整理権・秩序保持権)

第10条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(昭56条例24・一部改正、平3条例8・旧第8条繰下)

(委員長の職務代行)

第11条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(昭49条例30・昭56条例24・昭58条例8・一部改正、平3条例8・旧第9条繰下)

(委員長及び副委員長の辞任)

第12条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(昭49条例30・昭56条例24・昭58条例8・一部改正、平3条例8・旧第10条繰下)

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第13条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(昭49条例36・一部改正、平3条例8・旧第11条繰下・一部改正)

(招集)

第14条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(昭49条例30・昭58条例8・一部改正、平3条例8・旧第12条繰下)

(委員会の開会方法の特例)

第14条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(令6条例17・追加)

(定足数)

第15条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第17条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(昭49条例30・昭56条例24・一部改正、平3条例8・旧第13条繰下・一部改正、令6条例17・一部改正)

(表決)

第16条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(平3条例8・旧第14条繰下)

(委員長及び委員の除斥)

第17条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(昭49条例30・昭58条例8・一部改正、平3条例8・旧第15条繰下)

(傍聴の取扱い)

第18条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(昭56条例24・一部改正、平3条例8・旧第16条繰下)

(秘密会)

第19条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いしないで委員会に諮って決める。

(昭49条例30・昭58条例8・平元条例27・一部改正、平3条例8・旧第17条繰下)

(出席説明の要求)

第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(昭49条例30・昭58条例8・一部改正、平3条例8・旧第18条繰下、平27条例7・令6条例17・一部改正)

(秩序保持に関する措置)

第21条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(昭49条例30・昭56条例24・昭58条例8・一部改正、平3条例8・旧第19条繰下、令6条例17・一部改正)

(公聴会開催の手續)

第22条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

- 2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(昭49条例30・昭56条例24・昭58条例8・平元条例27・一部改正、平3条例8・旧第20条繰下)

(意見を述べようとする者の申出)

- 第23条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申出なければならない。

(昭49条例30・昭56条例24・昭58条例8・一部改正、平3条例8・旧第21条繰下)

(公述人の決定)

- 第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

- 3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

(平3条例8・追加、令6条例17・一部改正)

(公述人の発言)

- 第25条 公述人が発言をしようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

- 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(平3条例8・追加)

(委員と公述人の質疑)

- 第26条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

- 2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(平3条例8・追加)

(代理人又は文書等による意見の陳述)

- 第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(平3条例8・追加、令6条例17・一部改正)

(参考人)

- 第28条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

- 3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

- 4 参考人については、第25条から前条までの規定を準用する。

(平3条例8・追加、令6条例17・一部改正)

(記録)

- 第29条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これを署名しなければならない。

- 2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名については、地方自治法第123条第3項の規定を準用する。

- 3 前2項の記録は、議長が保管する。

(昭56条例24・一部改正、平3条例8・旧第22条繰下、平19条例12・一部改正)

(会議規則への委任)

- 第30条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

(平3条例8・旧第23条繰下)

附 則

- 1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

- 2 厚木市議会委員会条例(昭和31年8月条例第15号)は、廃止する。

附 則(昭和42年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年8月1日から適用する。

附 則(昭和44年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年6月1日から適用する。

附 則(昭和49年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年6月1日から適用する。

附 則(昭和49年条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年条例第34号)

この条例は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則(昭和54年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年条例第24号)

この条例は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第8号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年条例第14号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年条例第18号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第27号)

この条例は、平成元年7月1日から施行する。

附 則(平成3年条例第8号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行後最初に選任される議会運営委員の任期は、この条例による改正後の厚木市議会委員会条例第4条第3項において準用する同条例第3条の規定にかかわらず、平成4年8月8日までとする。

附 則(平成4年条例第1号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成6年条例第13号)

この条例は、平成6年7月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第2号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第26号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第12号)

この条例は、平成11年8月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第8号)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

2 この条例施行の際現に改正前の条例の規定による常任委員会で審査又は調査中の事件は、この条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託されたものとみなす。

附 則(平成17年条例第7号)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例施行の際現に改正前の条例の規定による常任委員会で審査又は調査中の事件は、この条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託されたものとみなす。

附 則(平成19年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年条例第3号)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に改正前の第2条の規定による常任委員会で審査中又は調査中の事件は、改正後の第2条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託されたものとみなす。

附 則(平成24年条例第13号)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に改正前の第2条の規定による常任委員会で審査中又は調査中の事件は、改正後の第2条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託されたものとみなす。

附 則(平成25年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第7号)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。)第16条第1項に規定する教育委員会の教育長が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間においては、この条例による改正後の厚木市議会委員会条例の規定は適用せず、この条例による改正前の厚木市議会委員会条例の規定は、なおその効力を有する。

- 附 則(平成29年条例第4号)
- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の第2条の規定による常任委員会で審査中又は調査中の事件は、改正後の第2条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託されたものとみなす。

附 則(令和元年条例第1号)

この条例は、令和元年8月1日から施行する。

- 附 則(令和6年条例第8号)
- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の厚木市議会委員会条例の規定による常任委員会で審査中又は調査中の事件は、改正後の厚木市議会委員会条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託されたものとみなす。

附 則(令和6年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

(平11条例12・全改、平15条例8・平17条例7・平21条例3・平24条例13・平29条例4・令元条例1・令6条例8・一部改正)

名称	定数	所管事項
総務企画常任委員会	7人	企画部、総務部、財務部、会計課、消防本部、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
市民福祉常任委員会	7人	市民福祉部、健康こどもみらい部及び市立病院の所管に属する事項
環境教育常任委員会	7人	市民交流部、環境農政部、教育部及び農業委員会の所管に属する事項
都市経済常任委員会	7人	産業文化スポーツ部、都市みらい部及び都市インフラ整備部の所管に属する事項
予算決算常任委員会	28人	予算及び決算に関する事項